

那覇市版ソーシャル・インパクト・ボンド 操作説明会

2025年06月30日
プラスソーシャルインベストメント株式会社

会社名	プラスソーシャルインベストメント株式会社
本社所在地	京都市上京区河原町通丸太町出水町284番地
役職員数	14名
代表者	代表取締役社長 野池 雅人
設立	2016年4月14日
資本金	9,500万円 （資本準備金を含む）
事業内容	<証券化事業> ・ ファンド組成業務 ・ ファンド販売業務 ・ 社会的投資プラットフォームの構築、運営業務 <ソリューション提供事業> ・ SIBをはじめとして成果連動型政策の仕組みづくり【自治体向け】 ・ PFI/PPPを活用した効率的・効果的な公共サービスに関する支援【自治体向け】 ・ ソーシャルイノベーション・ソーシャルビジネス等のインキュベーション【自治体・事業者向け】 <社会的投資推進事業> ・ 社会的投資や民間資金活用に関する講演会・研修会の開催
登録	第二種金融商品取引業: 近畿財務局長（金商）第396号
加入協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会



「エントライ」は、地域社会の課題解決や次世代の担い手育成など、ご自身のふるさとやわがまちで取り組まれている挑戦（プロジェクト）を、想いのある資金によって応援することができる「ふるさと応援クラウドファンディング」です。

この仕組みを通じて、「住んでよし」「訪れてよし」「働いてよし」の三方よしのふるさと創出につながることをめざしています。



累計調達金額

約**1.8億**円



成立プロジェクト数

約**55**件



目標達成率

約**95%**

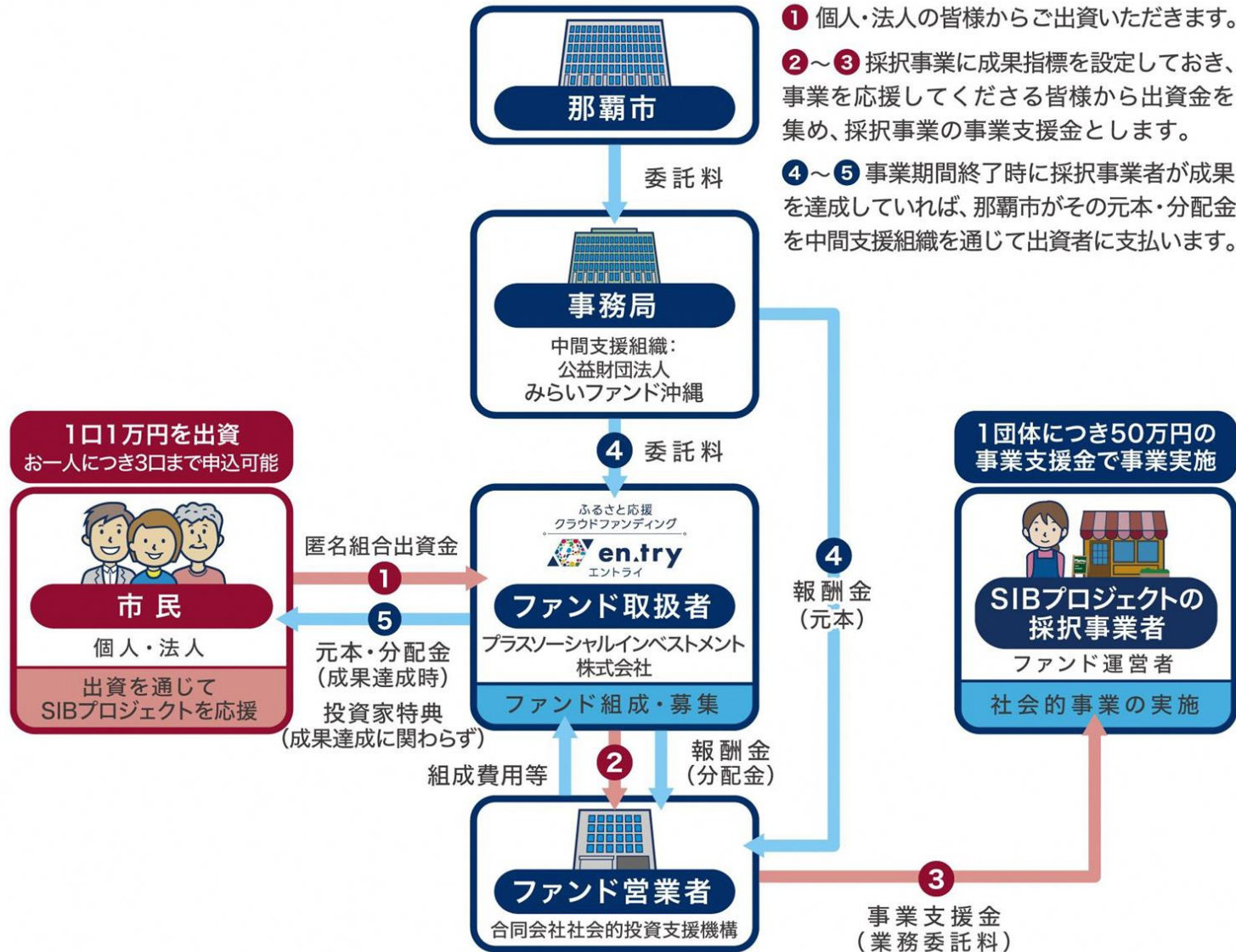


累計支援者数

約**1500**人

※2018年7月から2024年12月末の総額をもとに集計

那覇市版SIB・出資の仕組み



匿名組合は、商法の第535条から第542条に規定されている契約形態です。

第535条(匿名組合契約)

匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる

第536条（匿名組合員の出資及び権利義務）

匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。

匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。

匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。

匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない。

第537条（自己の氏名等の使用を許諾した匿名組合員の責任）

匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帯してこれを弁済する責任を負う。

第538条（利益の配当の制限）

出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。

第539条（貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査）

1 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

一 営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 営業者の貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをいう。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

3 前項の許可に係る事件は、営業者の営業所の所在地（営業所がない場合にあっては、営業者の住所地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

第540条（匿名組合契約の解除）

1 匿名組合契約で匿名組合の存続期間を定めなかったとき、又はある当事者の終身の間匿名組合が存続すべきことを定めたときは、各当事者は、営業年度の終了時において、契約の解除をすることができる。ただし、6箇月前にその予告をしなければならない。

2 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる。

第541条（匿名組合契約の終了事由）

前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。

一 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。

三 営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと。

第542条（匿名組合契約の終了に伴う出資の価額の返還）

匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

営業者	合同会社社会的投資支援機構
運営者	一般社団法人琉球フィルハーモニック／ 労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団沖縄事業所
募集総額	50万円×2件
1口金額/口数	1万円（1件あたり50口、上限出資口数3口）
募集期間	2025年6月27日～2025年8月11日
会計期間	2025年8月12日～2026年1月31日
目標償還率	102%
投資家特典	あり
分配日	2025年2月または3月の評価委員会（成果の評価）終了後

※通常、分配金を出金される際、1件につき500円の事務手数料をいただきます。
今年度的那覇市版SIBにおいては、分配日から約半年間、事務手数料無料期間を設ける予定です。

①成果目標が達成された場合

公益財団法人みらいファンド沖縄より営業者に対して、業務委託料が支払われます。これを原資として、償還率102%の分配金が支払われます。

②成果目標が達成されなかった場合

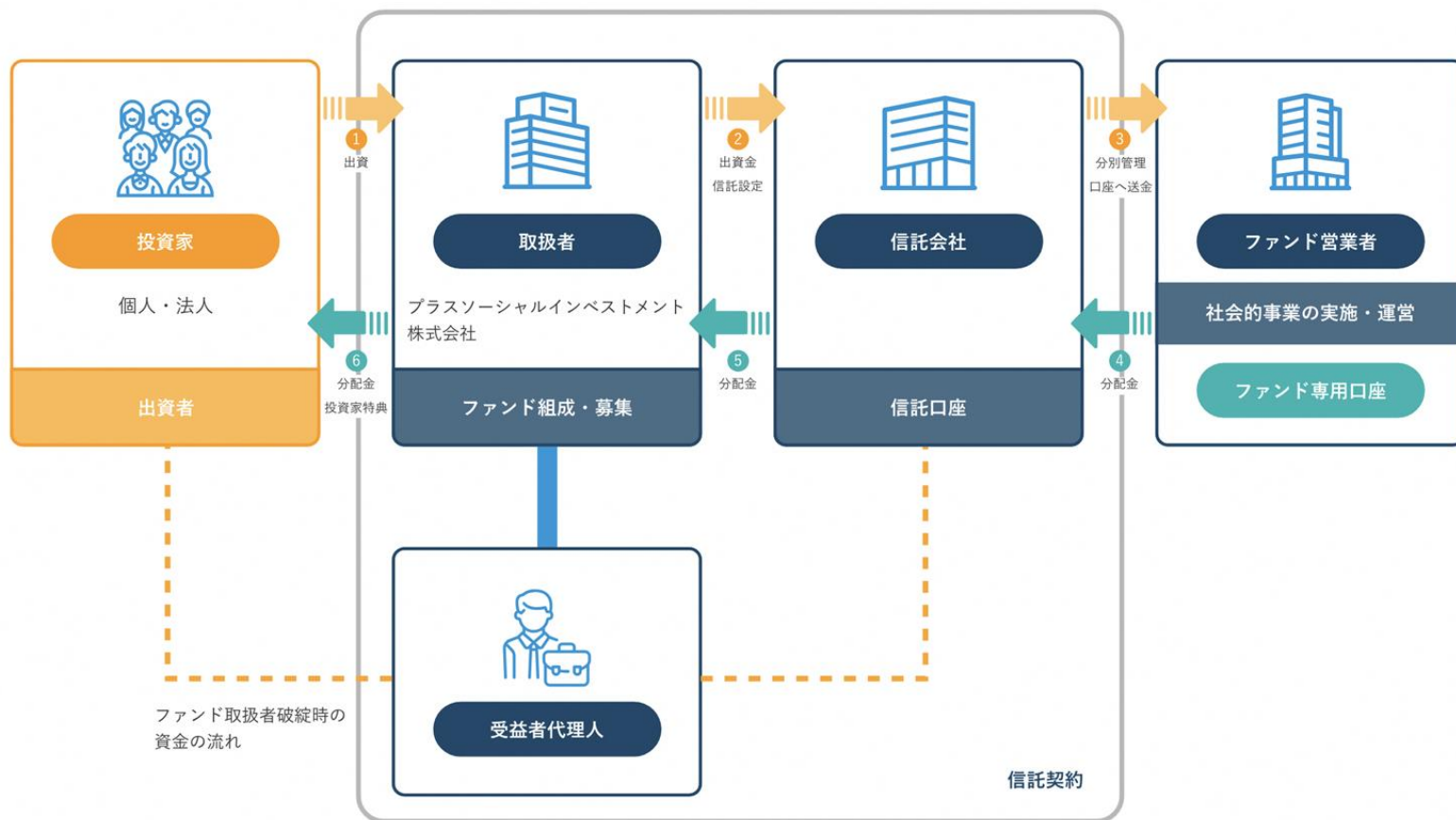
公益財団法人みらいファンド沖縄より営業者に対して、業務委託料は全く（0%）支払われません。
このため、営業者から匿名組合員に対して、分配金は一切支払われることはありません。

お問い合わせフォームよりキャンセルの意思を伝えてください。

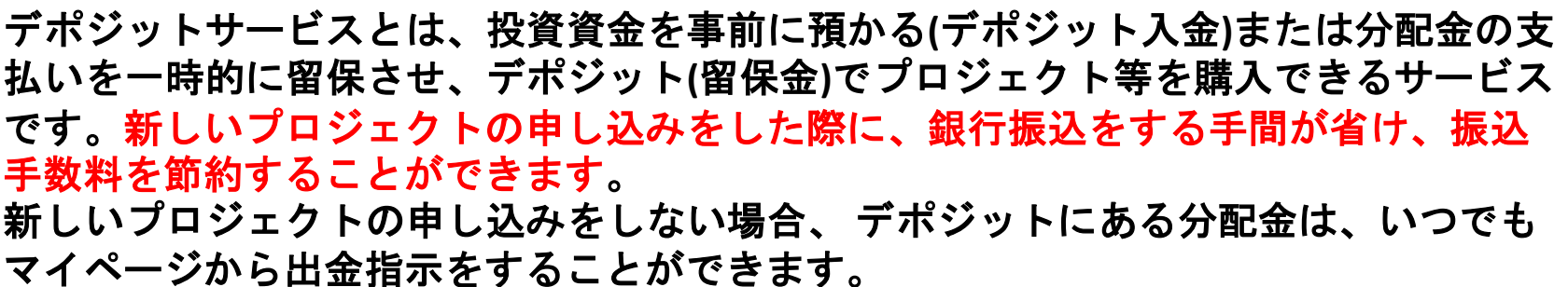
契約成立後（当社から契約成立を通知するメールを送信しています。）にプロジェクトを解約する場合は、契約成立日を含めて**8日以内**に書面又はメールで当社まで連絡してください。

契約成立日を含めて8日を経過するとプロジェクトを解約する手続きができなくなりますので注意してください。

入出金(出資金・分配金)・信託保全の仕組みについて



- (1)個人・法人の皆様からご出資いただき、当社の出資金預り口座で受け取ります。
- (2)-(3)信託口座へ送金し、出資金の分別管理と信託保全を行います。ファンドの募集期間終了後、営業者のファンド専用口座へ送金されます。
- (4)-(5)ファンド対象事業の成果に応じて、営業者からの分配金が信託口座へ送金され、分別管理されます。信託口座内の分配金は、エントライのマイページ上でデポジットとして確認ができます。そのデポジットを、新たなプロジェクトへ再投資していただくことも可能です。
- (6)出金のご指示をいただいた場合には、出資者の皆様の銀行口座に送金されます。



新しいプロジェクトの申し込みをする場合（デポジットがある場合）

通常通り出資したいプロジェクトを選び、「この商品に投資する」ボタンをクリックして、画面の案内に沿って手続きを進めると、デポジットを使う額を入力する欄が現れますので、ご希望の金額を入力してください。

出資金の全額をデポジットから支払うか、一部をデポジットで支払うということも可能です。

購入数の選択 必須

西条市SIB 起業&移住ぐんぐん加速化プロジェクト

一口金額 10,000円

購入数 1 口

出資金合計 10,000 円

現在の残高 60,000円

デポジット利用の選択 必須

☒ 全額利用

☐ 一部利用 10000 円

☐ 利用しない

利用後の残高 50,000 円

決済方法の選択 必須

☒ 銀行振込

お振込金額 0 円

確認画面へ進む

デポジット 出入金方法について

en.tryとは プロジェクト一覧 お知らせ よくある質問 お問い合わせ ログアウト

マイページTOP 投資成績 利用状況 **デポジット管理** カード管理

デポジット残高 !

デポジット残高 70,500円 入金する **出金する** 新しいプロジェクトを探す

デポジット出金申請

デポジット残高 70,500円

出金額入力

11000 円

新しいプロジェクトの申し込みをする場合（デポジットがある場合）

出資したいプロジェクトの「このプロジェクトに出資する」をクリックし、画面の案内に沿って手続きを進めると、デポジットを使う額を入力する欄が現れます。ご希望の金額を入力してください。

出金申請をして分配金を受け取る場合

「出金する」をクリックし、デポジット残高から出金金額を入力してください。

（注意事項）

- デポジットの出金申請は**1,000円以上**から受け付けています。また、1,000円以上から1円単位での出金が可能です。
- 出金申請の際、**1件につき500円の事務手数料**をいただきます。
- 2025年度那覇市版SIBのプロジェクトに出資いただいた方に限り、出金申請の事務手数料は**無料**で対応しています。

【出金回数：1回、期限：2026年9月頃】

- 出金申請から当社での手続きが完了するまで、**11営業日程度**かかる場合があります。

Q.出資金額以上の損失はありますか？

A.出資金額の全額が戻らない可能性はありますが、出資金額以上の損失は被ることはございません。

Q.利益の分配に際し、税金はどうなりますか？

A.利益額(合計金額-出資金額)の 20.42%（復興特別所得税を含む）を源泉所得税として控除後の金額を分配いたします。

匿名組合契約によって得られた利益は「雑所得」として総合課税対象となります。

Q.プロジェクトの途中解約はできますか？

A.出資金は事業資金として使われてしまっているため、途中の解約はできません。

Q.未成年でも契約できますか？

A.親権者の同意があればご契約いただけます。

Q.プロジェクトの相続について

A.出資者がお亡くなりになられた場合、ファンドを相続することが可能です。手続きにつきましては、個別お問い合わせください。

本プロジェクトの出資金をお振込みいただく際の
振込手数料につきまして、

**琉球銀行本店及び各支店の窓口でのお振込みの場合、
振込手数料が免除されます。**

ただし、ATM/インターネットバンキング/アプリは対象外です。

窓口にて「手数料免除です」とお伝えいただくか、本説明資料をご持参いただき窓口でお見せいただきますようお願いいたします。

※上記対象外の手続きでも、お取引状況で手数料が無料になる方もいらっしゃる場合があります。詳細なご状況については、琉球銀行にお問合せください。

※振込先口座情報は、エントライで出資のお申し込み後、エントライ画面上に表示されます。



※エントライの操作にお困りの方は、
「よくあるご質問ページ」をご確認ください。

▶[操作マニュアル動画等も閲覧](#)できます。

Facebook <https://www.facebook.com/en.try.sip/>

プロジェクトの出資・詳細はこちら



【エントライ手続きに関するお問い合わせ先】
プラスソーシャルインベストメント株式会社
営業部・管理部宛

E-mail customer@en-try.jp